



第3回 ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会 資料

22.3.18
ダイキン工業(株) CSR・地球環境センター
吉澤 正人

創業**1924年**
96年の歴史

人を基軸に
おく経営

空調機器と冷媒を
両方手がけている
総合空調メーカー

グローバル生産拠点
100カ所以上

全社売上高
2兆円以上

従業員**8.4**万人
海外従業員比率は約**8割**

160カ国以上へ
事業展開

海外売上高比率
77%



空調事業



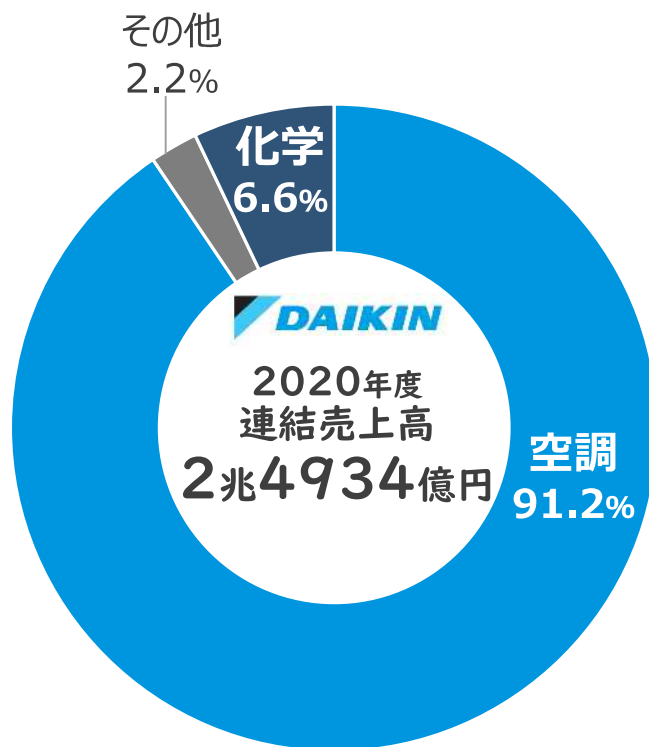
住宅用



業務用



サービス



その他事業



油圧機器



酸素濃縮機

化学事業



冷媒



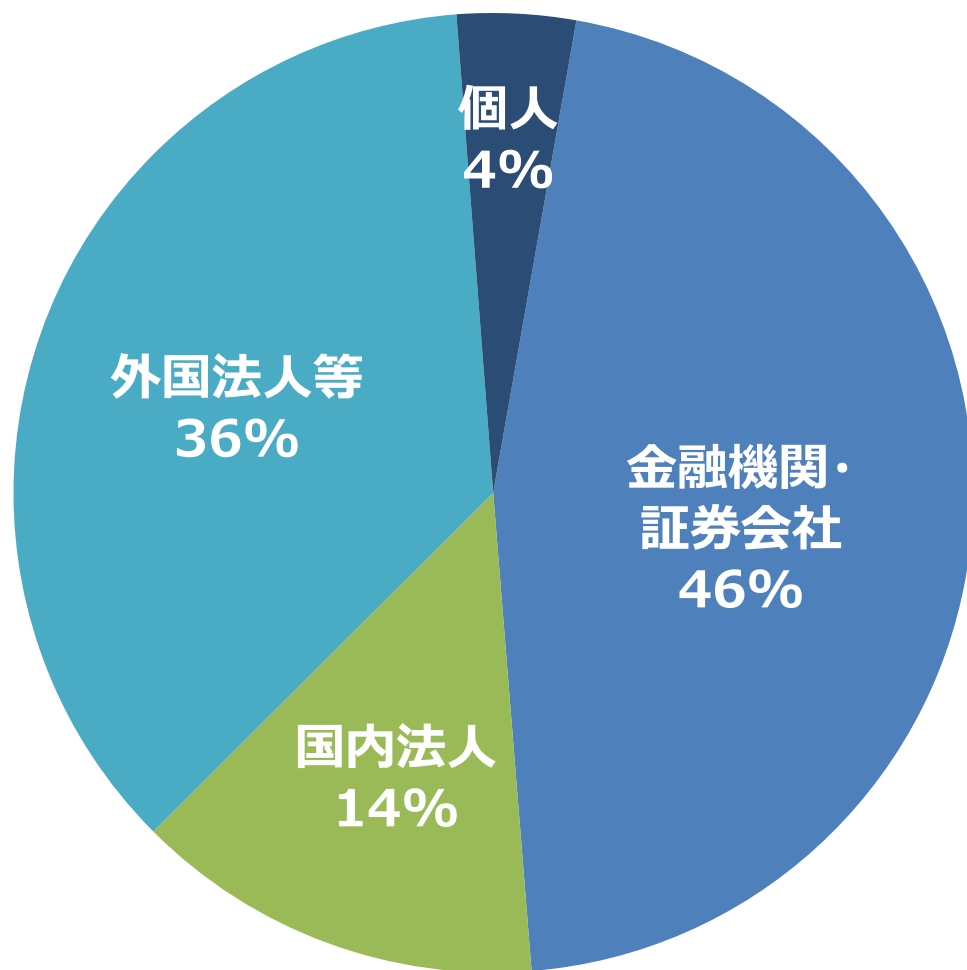
半導体用途



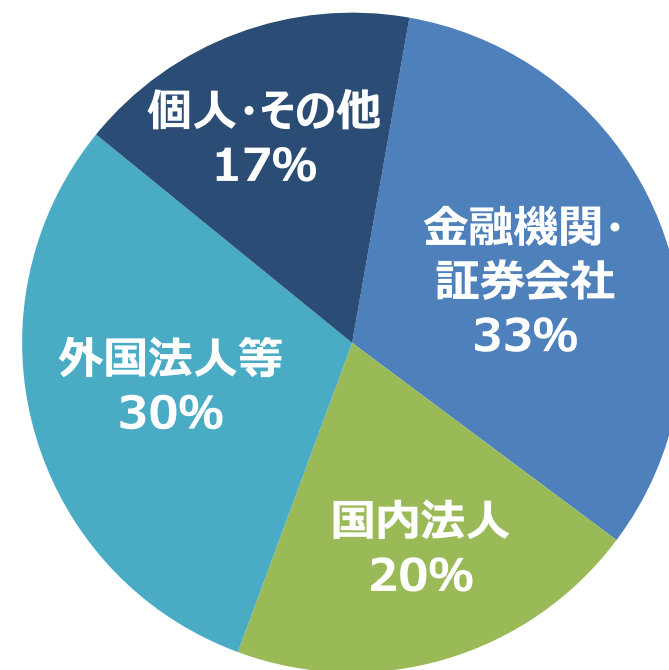
自動車用途

2021年3月末時点

当社



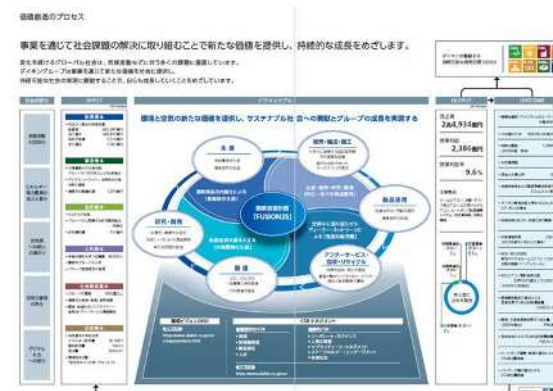
上場企業全体



出所：日本取引所グループ
2020年度株式分布状況調査より

1) 統合報告書の発行 (2021年度からアニュアルレポートを改め、統合報告書として発行)

- ・主に投資家向けに財務・非財務情報を統合し、一貫した価値創造のストーリーを伝える。
※コーポレートコミュニケーション室経営IRグループが制作主管



2) サステナビリティレポートの発行

- ・取引先、顧客、サプライヤーなどマルチステークホルダーを意識し、サステナビリティ課題の解決に向けた当社の様々な取り組みを伝える。
- ・冊子版：50頁、web版：600頁相当
※CSR・地球環境センターが制作主管



3) ホームページ開示情報の充実

- ・主に評価機関など、当社のサステナビリティに関する情報を網羅いただけるページ作り
例) TCFDフレームワークに基づく情報開示
ESGに関する指標・データを集約したページ
投資家情報ページでの、非財務情報へのアクセス一覧化、等

◆非財務情報を一覧化



環境 (Environment)

▶ 長期視点での方針
(環境ビジョン2050)

▶ 環境基本方針

▶ 事業活動における環境負荷
の全体像

▶ 環境マネジメント

▶ 気候変動への対応

▶ 資源の有効活用

▶ 化学物質の管理・削減

▶ 生物多様性の保全

▶ 環境活動の歩み

▶ エコ・ファースト企業認定

社会 (Social)

▶ 新価値創造

▶ 顧客満足

▶ 人材

▶ 人権の尊重

▶ サプライチェーン・マネジ
メント

▶ ステークホルダー・エン
ゲージメント

▶ 地域社会

ガバナンス (Governance)

▶ コーポレート・ガバナンス

▶ 役員一覧 (経歴)

▶ リスクマネジメント

▶ コンプライアンス

▶ 自由な競争と公正な取引

▶ 贈収賄の禁止

▶ 情報セキュリティ

▶ 知的財産権の尊重

▶ 税務コンプライアンス

◆各種ガイドラインとの対照表

ガイドラインから探す

サステナビリティに向けた取り組みに関する2020年度の報告内容について、各種ガイドライン等との対応を下記一覧表にしています。

- [↓「気候関連財務情報開示タスクフォース」対照表](#)
[↓「GRIスタンダード」対照表](#)
- [↓環境省「環境報告ガイドライン\(2018年版\)」対照表](#)

各ガイドライン等で求められている情報や指標は、[ESGデータ](#)を探すにもまとめて開示しています。ご参照ください。

「気候関連財務情報開示タスクフォース」対照表

本対照表では、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD）が推奨する開示項目の情報を記載しています。

気候関連財務情報開示タスクフォースの提言と推奨される開示項目	掲載場所
ガバナンス	
気候関連リスクと機会に関するガバナンス	
a) 気候関連リスクと機会についての取締役会による監視体制	▶ 推進体制
b) 気候関連リスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割	▶ 推進体制
戦略	
気候関連リスクと機会がもたらす、事業、戦略、財務計画への実際の及び潜在的な影響	
a) 短期、中期、長期の気候関連リスクと機会の内容	▶ 環境関連リスク・機会
h) 組織の事業、戦略、財務計画に気候関連リスクと機会が及ぼす影響	▶ 環境関連リスク・機会

1) 評価機関、イニシアティブ（協働エンゲージメント）

- ・CSA (S&P Global) ※DJSIには当社は非選定
- ・CDP
- ・社会的責任投資・ESG調査（グッドバンカー）
- ・MSCI ESG Rating (MSCI)
- ・Transition Pathway Initiative (FTSE Russell)
Green Revenues Classification System (FTSE Russell)
- ・Climate Action100+
- ・Workforce Disclosure Initiative (Share Action)
- ・ESG Risk Ratings (Sustainalytics)

⇒調査票への詳細の回答を要するものから、HP等の開示情報を基に評価されるもの、定期的なエンゲージメント（対話）の要請をいただくものまで、内容も頻度も様々。
⇒現状は、CSR部門とIR部門が窓口となっている。 ※所感を次頁に記載

2) 機関投資家による個別の取材、ESGエンゲージメントの要請

- ・21年度は合計25件対応
※通常の業績ファンダメンタルズ取材やSR面談とは別途実施

3) 個別投資家からの質問票回答依頼

- ・21年度は合計15件対応

⇒ESG全般の定型的なものから、個別事案（ガバナンス、労働関連や化学物質の取扱い等）に関するものまで様々。

ESGに関する情報開示の必要性・重要性は理解していることを前提に、

- 評価機関の評価手法・基準が非開示である等により、被評価者として課題を絞り込めず改善につなげにくい場合がある
- 評価機関の要請に対応するメリット・対応しないリスクについての理解がさらに進むと、更なる改善につながるのではないか

<評価向上の対応に関して>

- ・対応する負荷大きく、かつ増加傾向
- ・評価手法・基準が不透明
- ・直接問い合わせても、改善につながらないことも

<評価結果に関して>

- ・評価機関によって結果がばらばら
- ・企業が評価結果の向上に努める意味合い
- ・本質的な評価結果になっているか